



別紙様式第2号（第3関係）

令和元年10月23日



奈良市議会議長 森田一成様

回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	AED設置及び救命率の向上策と調達方針について
回答内容	<p>① AED設置数・設置場所・設置年月日（使用年数を含む）について</p> <p>本市内のAED設置箇所数は、日本救急医療財団のホームページ「AEDマップ」によると794箇所、うち本市の有する施設の設置数は223箇所で、設置場所、設置年月日（使用年数は未把握）も記載されています。</p> <p>なお、本市のホームページには、AED市有施設設置状況を掲載するとともに、日本救急医療財団のホームページにリンクするよう設定しています。</p> <p>② AEDの再リースの課題について</p> <p>5年リース後の再リースを行った場合の課題については、定期的な点検が受けられないことから、安全かつ適正な使用の担保が困難であり、機器の故障等に気づかず使用した場合、生命にかかる重大な事故につながる恐れがあります。また、機器の故障時の修理及びパッド等の消耗品はリース契約対象外となるため、リース費用以</p>

外に市で負担する必要があります。

③ AEDの調達に係る改善策について

AEDの市の公共施設への当初の設置については、平成20年度に「AED設置推進会議」を設け、設置基準を定め計画的に設置をすすめ、導入にあたっての予算措置及び契約等については旧保健総務課が行ってまいりました。しかし、AEDは一般的な施設設備品として同様に取り扱うことができることから、各課で管理すべきものとしており、リース契約が切れていくものから、調達手続をすることとしております。

④ AEDの調達方針について

AEDは、前述のとおり一般的な施設設備品として取り扱うことには差し支えなく、また日常点検を含む適切な管理を行うためにも、各施設の管理者の責任において設置することが適切であると考え、平成25年度以降にリース満了するものについては、施設所管課において予算措置を行うなど、個別の調達方針をとっています。

なお、購入時期が重なる場合は、共同調達や、同日の入札等を行い費用の節減や入札事業者の参加を促すといった努力を行っているところです。

⑤ AED設置者が救命現場に迅速にAEDを届ける方法及び救急車現場到着時間短縮方法について

市内事業所に設置されているAEDを設置者が救命現場へ届ける義務について法的な根拠はありません。消防局として、応急手当講習会等を実施し、早い通報やAEDの必要性を市民に対して訴えています。また、早期に救急車が救命現場へ急行することが重要であることから、第4次総合計画後期基本計画において目標値を設定し、現場到着時間短縮に向け取り組んでおります。さらに、救急事

案多発時において、平成28年4月より非常用救急車を運用し、救急事案に対応することで現場到着時間の短縮を図っております。

(担当部局：総務部 財政課、健康医療部 医療政策課、
消防局 救急課)

受理日 令和元年 10月 23日